岐阜県生態系保全市町村支援事業（環境部門）実施要領

令和３年３月２５日　環企第７８０号

第１　趣旨

生態系保全市町村支援事業（環境部門）の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成２４年３月２３日付け環政第７３１号環境生活部長、林第７５６号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第２　事業の実施方法等

この事業は、清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に則し、市町村が自ら企画立案して取り組む特定外来生物の防除など農地・農業用施設以外を対象とする生態系保全に資する事業について、市町村が県に取組みに対する補助を申請し、県は予算の範囲内で要綱に基づく補助金を交付し、当該事業を支援するものである。

第３　事業の対象条件

　事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての条件に合致することとする。

（１）地域の現状等を踏まえ、地域住民との協働により取り組む事業であること。

（２）新たに実施していくべき施策、今後拡充していくべき施策を推進するものであり、既存事業の財源不足を補うものでないこと。

（３）事業の目的、内容等が市町村の各種計画等に位置付けられているものであること、又は県主要施策との関連性が高いものであること。

（４）他の公金による補助金、負担金その他の交付を受ける事業でないこと。

（５）本来、市町村が行うべき施設の修繕や維持管理に該当する事業でないこと。

（６）特定の者の財産形成に直接寄与するものでないこと。

（７）ハード整備事業については、各施工箇所に清流の国ぎふ森林・環境税を活用して整備した旨を表示した看板を設置すること。

第４　補助対象経費及び補助率

　事業の補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率等 |
| ・報酬（臨時に任用される補助職員等の報酬）  ・共済費（社会保険料等）  ・報償費（講師等の謝金等）  ・旅費（講師等の旅費）  ・需用費 (紙・フィルム等の消耗品費、資料の印刷代等)  ・役務費（郵便料、電話代、保険料等）  ・委託料（試験研究、調査、設計費等）  ・使用料及び賃借料（会場借り上げ代、機材借り上げ代等）  ・工事請負費（工作物造成工事費等）  ・原材料費（コンクリート材料費等)  ・備品購入費（防除に必要な備品等の購入費）  ・補助金 | 補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、1市町村1,000千円を下限、5,000千円を上限とする。  　間接補助事業については、当該経費の10分の10以内の額。ただし、当該事業経費の２分の１を限度とする。 |

第５　事業の実施申請

１　事業の実施申請は、生態系保全市町村支援事業（環境部門）実施申請書（様式第１号）に、生態系保全市町村支援事業（環境部門）実施計画書（様式第２号。以下「事業実施計画書」という。）を添付して行う。

２　事業の実施申請の時期は、別に定める。

３　知事は、提出された事業実施計画書を審査し、事業の実施が適当であると認めた場合は、生態系保全市町村支援事業（環境部門）実施計画承認通知書（別記様式３）により通知する。

第６　補助金の交付申請

１　補助金の交付申請は、要綱第４条の規定により行う。

２　要綱別表第１の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県生態系保全市町村支援事業（環境部門）実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。

（１）事業実施計画書

（２）その他知事が必要と認める書類

３　知事は、第１項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知する。

第７　事業計画の変更等

１　市町村は、補助金交付決定通知を受けた後に、要綱別表第２に掲げる変更を行うときは、要綱第５条第４項に規定する承認申請書（要綱第３号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。

（１）補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの

（２）その他知事が必要と認める書類

２　要綱別表第２の事業の内容の変更欄に掲げるその他この要領に定める変更は、次のとおりとする。

（１）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）

（２）補助金の額の増額変更

３　知事は、第１項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、清流の国ぎふ森林・環境基金事業計画変更承認通知書（様式第５号）により通知する。

第８　補助金の変更交付申請

１　市町村は、補助金交付決定通知を受けた後に補助金の額に変更が生じたときは、速やかに、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金変更交付申請書（様式第６号）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。

（１）補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの

（２）その他知事が必要と認める書類

２　知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金変更交付決定通知書（様式第７号）により通知する。

第９　事業の着手

１　事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。ただし、やむを得ない場合は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手することができる。

２　市町村は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手しようとするときは、生態系保全市町村支援事業（環境部門）交付決定前着手届（様式第８号）を、知事に提出しなければならない。

３　前項の交付決定前着手届を提出した場合においては、要綱第７条第１項の規定に基づく着手届の提出は不要とする。

第１０　広報の実施

１　市町村は、ハード事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用して整備した旨を表示した看板を設置するものとし、ソフト事業についても、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するよう努めるものとする。この場合において、表示の方法等は、別に定めるものとする。

２　市町村は、事業の目的、内容及び効果について、当該市町村の広報紙に掲載する方法により、補助金の交付決定から清流の国ぎふ森林・環境基金事業実績報告書の提出までの間に１回以上、広報を行うものとする。ただし、当該方法及び期間による広報が困難と認められる場合は、知事と協議の上、その他の広報媒体を活用する方法により行うこと又は異なる期間に行うことができる。

第１１　実績報告等

１　実績報告は、要綱第８条の規定により行う。

２　要綱別表第１の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県生態系保全市町村支援事業（環境部門）実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。

（１）生態系保全市町村支援事業（環境部門）実施報告書（様式第９号）

（２）当事業で購入した単価５千円以上の物品（補助対象経費で購入した物品に限る。）がある場合は、生態系保全市町村支援事業（環境部門）用器具等管理台帳（様式第１０号）

（３）第１０第２項の規定による、当事業についての広報媒体等

３　知事は、第１項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金額確定通知書（様式第１１号）により通知する。

第１２　事業の検査

１　知事は、事業の実施において、事業の実施状況その他の検査を行う必要があるときは、指定する職員（以下「検査員」という。）により行うものとする。

２　検査員は、前項の検査を行ったときは、生態系保全市町村支援事業（環境部門）検査確認書（様式第１２号）により、報告するものとする。

第１３　その他

１　知事は、事業の実施にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。

２　知事は、事業推進上必要と認めるときは、市町村に対して報告を求めることができる。

３　知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。

４　この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和３年度予算に係るものから適用する。